

押拭ひ、窓に置しを、風の吹ちらして、窓の外へ落失候ゆへ、そのまゝにて置しとて、則疵をも見せつ、されども名の記したる紙に、血の附たれば、先吟味のうち、揚屋に往て居られよとありしかば、士云、某名記したる紙に血の付たるが落去り候は、運命に候、則御仕置に被仰付給るべし、揚屋へは得參るまじといふ、奉行これを聞てもつともには候へども、證も跡もなきに、死罪に處すべき様もなし、三度も吟味する法なればかく云たり、揚屋は旗本の面々も度々入置、事濟たる後少も恥辱なる事はなし、大法なれば入置ばかりなりとあり、士の云、さも有べく候へども、公儀は廣き事ゆへ、人々得申候なり、吾國は小國にて、心も小く候へば、一度左様の事にあひ候ては、朋友みな交りも斷申事に候得ば、おのづから主人へも召使がたく候、左候は、國をはなれ、他へ出る事は得せず候、いかなる死刑にも處せられ候へば、大幸に候、若事濟、出牢にては自殺より外なく候、此御情に、今日重科に處せられ給へと、くれと云しかば、奉行にも古き大家の作法、さもこそ有べく候へと感歎して、然ば吟味の中、留守居中へ預り申され候へ、迎歸されつ、一兩度尋の上、に濟たりしと、

〔一話一言三十四〕一來り犬之儀ニ付、訴訟申上候口上書之寫、

一傳通院門前町之者共申上候、此比町内ニ來リ御犬殊之外多御座候て、不斷かみあひ、晝夜共に、所之者、又は往來之者には、る掛り候に付、近所之者出合、追かけ申候得共、夜更候ては、道通り、又は所之者諸人難儀仕候、自然怪我も御座候ては如何と奉存候に付、御訴訟申上候、御慈悲に御移し被遊被下候様、被爲仰付被下候は、難有可奉存候、以上、

寶永四年亥五月

御奉行所様

傳通院門前町
月行持 市郎右衛門以下人名略

〔駿國雜誌二十五〕府犬